

平成25年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成25年 3月18日（月）

午後 3時28分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	上 野 敏 夫	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	久 保 元 宏	議 員	5番	長 原 誠	議 員
	6番	鶉 野 範 之	議 員	7番	絵 内 勝 己	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 金 平 嘉 則 君 監 査 委 員 金 子 幸 保 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神 憲 彦 君	総務課長	辻 広 治 君
政策推進室長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	栗 中 一 弘 君	商工観光課長	菅 原 秀 史 君
住民生活課長	谷 口 勲 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	吉 田 憲 司 君	和風園園長	橋 英 則 君
旭寿園園長	中 山 利 之 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生 沼 篤 司 君 次 長 篠 原 毅 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 吉 田 正 晴 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第24号	沼田町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
議案第25号	沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第26号	沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について
議案第29号	沼田町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
議案第30号	沼田町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
議案第31号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第32号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
議案第33号	沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第34号	沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
議案第35号	北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
	緊急質問
議案第45号	平成24年度沼田町一般会計補正予算について
発議第1号	沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号	沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について
発議第3号	北朝鮮の核実験に抗議し、世界の恒久平和を求める決議について
請願第1号	平成25年度地方財政対策に関する請願について
請願第2号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める請願について
請願第3号	T P P交渉参加断固阻止に関する請願について
意見案第1号	平成25年度地方財政対策に関する意見書(案)について
意見案第2号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書(案)について
意見案第3号	T P P交渉参加断固阻止に関する意見書(案)について
	閉会中の所管事務調査の申し出について
	議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、上野議員、3番、高田議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川 均委員長）それでは、私の方から予算審査の結果について報告を申し上げます。予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規程により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例改正及び条例制定9件、予算案9件の議案につきましては議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決を致します。

○議長（杉本邦雄議長）議案第17号、沼田町学校教育振興基金条例の制定についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第18号、沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第19号、町職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第20号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第21号、沼田町移住定住応援条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第22号、沼田町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第23号、沼田町空き地及び空き家の管理に関する条例の制定についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第27号、町営バス運行等に関する条例の制定についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決

致します。お諮り致します。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第28号、沼田町デマンドバス実証運行条例の制定についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第36号、平成25年度沼田町一般会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第37号、平成25年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第38号、平成25年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第39号、平成25年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第40号、平成25年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第41号、平成25年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決

致します。お諮り致します。議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第42号、平成25年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第43号、平成25年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 議案第44号、平成25年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第24号。沼田町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷口勲住民生活課長）議案第24号。沼田町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。沼田町暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。町長名でございます。

沼田町暴力団排除条例の一部を改正する条例。沼田町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。第4条、第2項中、法第32条の2を法第32条の3に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律、通称暴対法が平成24年8月に改正され、暴力追放運動推進センターに関する記述が、法第32条2項が第32条3項に改正されたことによりまして、条例24条において、条文の改正が必要となった為でございます。

以上、ご説明申し上げます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第25号。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷口勲住民生活課長）議案第25号。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。町長名でございます。

条文の朗読は省略いたしまして、改正点のみ説明させていただきます。

1点目、地方分権一括法による条例改正。地方分権一括法により、条例で公営住宅の整備基準を定めることとされたため、国の基準に基づく、北海道の整備基準に合わせ、整備基準を追加するものです。

2点目、入居者が暴力団と判明したときの明渡請求。改正前では入居者が暴力団員であることが判明した場合、明渡勧告を行い、勧告に従わない場合、明渡請求を行う事としておりましたが、暴力団排除の一層の推進を図るため、北海道条例に合わせ、勧告を経ずに明渡請求を出来ることができる改正でございます。

3点目、福島復興再生特別措置法の追加により改正でございます。改正前では被災者に対し、同居要件と入居収入基準の適用が免除されていますが、改正では、福島復興再生特別措置法による被災者と同様に、居住制限者も同居要件と入居収入基準要件を免除することができる改正でございます。居住制限者といいますのは、年間積算線量が一定基準、20ミリシーベルト以上を超える地域、あるいは超える恐れのある地域で避難指示を受けているものということでございます。

以上、ご説明申し上げます、宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5。議案第26号。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第26号。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。沼田町長名でございます。

沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例。目的、第1条以降を省略致しまして、提案説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、平成23年6月22日法律第72号の介護保険法の改正により制定するものでございます。指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業とは、本町におきましては、沼田町認知症高齢者グループホームなごみがこの地域密着型として該当する施設でございますけれども、この地域密着型は認知症や介護を必要とする方々が生活環境を変えたりするのではなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成18年度に創設された事業であります。この度、介護保険法が改正となり、事業者の指定等に関する基準及び人員、設備、運営に関する基準を市町村の条例に定めるよう、改正となったことから町条例として基準を今までと同じくして制定するものでございます。但し、第5条の第2項において、従来、介護報酬に関する記録の保存期間を2年間としておりましたけれども、介護給付費の返還請求権に係る消滅時効が地方自治法の規定により5年間と定められておりますので、不適正な支給事例があった場合、5年間遡って対応できるよう、完結の日から5年間保存として、適用するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行となっております。

宜しくご審議の程、お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6。議案第29号。沼田町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第29号。沼田町道路の構造の技術的基準等

を定める条例の制定について。沼田町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。沼田町長名でございます。

沼田町道路の構造の技術的基準等を定める条例。以降、条文の朗読は省略致しまして、提案理由の説明を致します。本条例につきましては、地方分権一括法によりまして、道路法が改正された事に伴い、町道の技術的基準を定めるものでございます。また、道路標識、区画線及び道路標示に関する件も定めてございます。参酌する基準と致しましては、道路構造令と道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づいております。

条例の基本的な考え方でございますけれども、まず、道路構造基準についてでございます。道路の部分において、都市部の道路である、第2種及び第4種の道路と高速自動車国道及び自動車専用道路である第1種の道路に関する基準につきましては、沼田町としては今後においても必要でない基準であると判断し、削除致しております。その他につきましては、基本的に全て国の法律を参酌し、条例で基準を定めております。また、積雪寒冷地であることを踏まえ、北海道が定める北海道道路基準条例を参考とし、堆積幅について独自に条例で定めております。

次に、道路標識等の基準についてでございますけれども、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定めている標識の寸法と文字の大きさについて、沼田町は交通の安全を確保するため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令と同じ内容として定めているところであります。主な基準でございますが、車線や副道、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道についてその幅、幅員等を定めております。また、その他の基準であります、設計速度、曲線半径、勾配等について定めているところでございます。

施行については、平成25年4月1日でございます。

以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決し

ました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。議案第30号。沼田町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第30号。沼田町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。沼田町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を次のように定める。平成25年3月11日提出、沼田町長名でございます。

沼田町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例。以降、条文の朗読は省略し、提案理由の説明を致します。

これにつきましても、地方分権一括法によりまして、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律の一部が改正された事によります。この改正により、道路構造等のバリアフリー化に関する構造基準等については、国が定めている〜〜を参酌し、沼田町の実情に応じて町独自の条例で定めることができるようになったことから、所要の条例を定めているところでございます。

基本的な考え方につきましては、参酌すべき条例を十分参照した上で、沼田町と致しましても国の基準に則りまして定めている所でございます。

主に定めた内容でございますけれども、歩道の有効幅員、舗装の状態、勾配、歩車道の分離、障害者用駐車場等の内容について定めておるところでございます。

施行につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上、ご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8。議案第31号。沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第31号。沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について。沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出、沼田町長名でございます。

沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例。沼田町公共下水道条例の一部を次のように改正する。以降、条文の朗読は省略し、提案理由を説明致します。

この条例制定の趣旨でございますが、これも前と同じ地方分権一括法により、下水道法が改正された事に伴い、下水道施行令を参酌して条例を定めたものでございます。

条例の基本的な考え方ですが、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等について定めております。内容につきましては、排水設備及び処理施設に共通する構造の基準。排水施設の構造の基準、処理施設の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めたものです。なお、本町に存在しない処理方法の維持管理規定はこれを除外致しました。

施行については、平成25年4月1日でございます。

以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9。議案第32号。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第32号。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出、沼田町長名でございます。

沼田町水道事業条例の一部を改正する条例。沼田町水道事業条例の一部を次のように改正する。以上、条文の朗読は省略し、提案理由の説明を致します。これにつきましても、同じ地方分権一括法によりまして、水道法が改正された事に伴い、水道法施行令を参酌して条例で定めたものでございます。

条例の基本的な考え方でございますが、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めたものでございます。布設工事監督者の配置基準の適用範囲につきましても、水道工事、配水管等新設工事や最大給水量及び水源取水地点、浄水方法の変更に係る工事並びに沈でん池や浄水池、配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事です。資格基準についても同じでございます。これにつきましても、水道法施行令に準拠しており、沼田町として特に厳しい基準を付加するものではありません。施行予定日は平成25年4月1日でございます。

以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第33号。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第33号。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。沼田町長名でございます。

沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。以降、条文の朗読は省略いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

この条例の改正の主旨でございますけれども、企業職員の給与につきましては、当条例及び沼田町企業職員の給与に関する規則により、町職員の給与に関する条例の規定に基づきまして支給されてきております。

今回の改正は、本条例の第4条から17条までが町職員の給与に関する条例と重複するため、これを削除し、手当の名称を町職員給与条例と整合を図ったものでございます。施行予定につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。議案第34号。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（中山利之旭寿園長）議案第34号。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月11日提出。町長名でございます。

沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例。

改正条文については省略させていただきます。

改正の主旨としましては、法律名、法改正というところの変更によるものでございます。施行日は平成25年4月1日からとなっております。

以上、審議の程宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12。議案第35号。北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第35号。北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。平成25年3月11日提出。沼田町長名でございます。

北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。題名を次のように改める。北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約。以下、条文を省略し、提案理由を申し上げます。

今回の規約の変更は法律の改正による根拠法の改正と審査会の名称の変更による改正でございます。現在、1市4町では障害者の程度区分の審査会を共同設置規約を設けて実施しておりますが、平成24年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて、新たな障がい保健福祉施策を講じる為の関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月1日より、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法という風に改正がされました。また、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す為、障がい程度区分から障がい支援区分と改正となる為、北空知障がい程度区分認定審査会の名称を北空知障がい支援区分認定審査会に改正するものであります。なお、審査会の名称の変更につきましては、平成26年4月1日からの施行となっております。

以上、提案説明を申し上げます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(緊 急 質 問)

○6番(鵜野範之議員) はい。

○議長(杉本邦雄議長) はい、鵜野議員。

○6番(鵜野範之議員) ここで緊急質問をさせていただきたいんですけども、議長の許可をお願いしたいと思います。

○議長(杉本邦雄議長) 只今、鵜野議員から質問内容を言わなかったね。

○6番(鵜野範之議員) TPPの関係について。

○議長(杉本邦雄議長) TPPに関する件について緊急質問をしたいと同意を求められました。よって、沼田町議会会議規則第62条に基づき、全議員の同意の下、緊急質問を議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、鵜野議員からのTPPに関する緊急質問について日程に加え、議題とすることに致しました。日程第13。鵜野議員からのTPPに関する緊急質問についてを議題と致します。お諮り致します。鵜野議員からのTPPに関する緊急質問について同意の下、許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、鵜野議員からのTPPに関する緊急質問について許可する事に決定いたしました。鵜野議員どうぞ質問してください。

○6番(鵜野範之議員) どうもありがとうございます。私の方から町長にTPP交渉参加に関して質問をさせていただきたいと思います。

先日の3月15日に安倍総理がTPP交渉参加を表明した訳ですけども、国会それからマスコミ、非常に賑わせながらこの問題が報道されている訳ですけども、

我々にとってでも、非常に私達の町にとっても大きな問題ではないかなという風に思っております。町長の今回の執行方針の中にも、T P P 参加については断固阻止というような形の中で表明されていた訳ですけれども、この参加表明に対して何らかのアクションが必要ではないかなという風に思っております。

町長はこの関係についてどのように考えていらっしゃるかお伺いしたいのとまた、こういった中で町民、または首長、それから道の中で何か大きなアクションを起こしていただけないかなと思っておりますので、併せてご質問させていただきたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も15日の安倍総理のですね、十分な論議の無いままの交渉参加については本当に遺憾だと思っております。

今、鵜野議員の仰られるとおり、我々の農業のみならず、色んな分野での大きな影響が懸念されますので、これに関しては、農業団体のみならず他の色んな団体と十分に協議して、どういったアクションがいいのか論議させていただきたいと思えますし、町村会とか他の色んな道の関係機関のこともありますのでそれらも含めですね、北海道全体として何らかの行動を起こすこと必要かなと思っておりますので、それらも含めて協議させていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、鵜野議員。

○6番（鵜野範之議員）この関係については、農業全体では3兆円と言われていますし、北海道の中での経済効果というのは2兆円少々のマイナスになるんだという様に報道されております。そういった中で、北海道全体の中で何かアクションを起こしていただきたいなとそのように思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）答弁求めますか。いいですか。

○6番（鵜野範之議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）答弁を求めなかったようですので、以上で鵜野議員の緊急質問を終わります。これをもって緊急質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

16時12分 休憩

16時13分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）それでは再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より補正1件、事務局より発議3件、請願3件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって日程第14、議案第45号、平成24年度沼田町一般会計補正予算について。日程第15、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第16、発議第2号、沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について。日程第17、発議第3号、北朝鮮の核実験に抗議し、世界の恒久平和を求める決議について。日程第18、請願第1号、平成25年度地方財政対策に関する請願について。日程第19、請願第2号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める請願について。日程第20、請願第3号、TPP交渉参加断固阻止に関する請願について。以上7件、日程に追加することに決しました。

(一般議案)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第14。議案第45号。平成24年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(辻山典哉財政課長) 議案第45号。平成24年度沼田町一般会計補正予算について。平成24年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成25年3月18日提出、町長名であります。別冊、一般会計補正予算第8号1頁をお開き願いたいと思います。

平成24年度沼田町一般会計補正予算第8号。平成24年度沼田町の一般会計の補正予算第8号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54億1,446万8千円と定める。2項省略を致します。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は第2表、債務負担行為補正による。平成25年3月18日提出、町長名であります。

6頁お開き願いたいと思います。

本補正第8号につきましては、急施案件として、提出をさせていただいてございます。

まず、歳出であります。土木費の1目道路橋梁維持費であります。委託料で2,700万円を追加するものでございます。除排雪業務委託料の精算と致しまして、2,700万円を増額補正するものであります。1月臨時会におきまして、980万円補正をいただいたところでございますが、1月を含め、排雪日数が昨年度を大きく上回っておりまして、関連経費に不足が生じているものであります。内容的には、燃料費、単価差を含め使用料の増

によります546万円の追加。排雪ダンプにおきましては、日数増によりまして605万。それから、機械の借上の対応であります。除雪専用車、あるいは大型ロータリーの機械借上対応によります578万。機械修繕、455万円の増、その他人件費増分でございます。なお、財源であります。地方交付税を充当致しまして収支の均衡を図ったものでございます。

次に戻りまして、2頁の方へ戻っていただきたいと思いますが、第2表あります。債務負担行為の補正。これにつきましては、戸籍の電算化システム導入に当たっての工期、この設定を当初平成24年から平成25年に設定をしておりましたが、一部業務が平成26年度までかかるということから、今回期間の変更設定とさせていただいたものであります。

以上申し上げまして提案理由と致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）除雪の問題でございますので、町の中も3月に入ってもなかなか雪が消えないで、やっただくのは大変結構なんです。1月に約1千万円くらい補正して、きっとそのぐらいなんだろうな、あっても1,500万円ぐらいなのかなと思ってたんですけども、今財政課長から詳しく中身説明受けました。それで1つもう少し詳しく説明していただきたいのが、借上料の578万円、これがどういう機械を借上げてそれが1日どのくらいの単価なのかという話もあるんでしょうけれども、あと修理代なんかは稼動が増えると当然修理も増えるのでそれは理解できるし、人件費だって燃料費だってダンプの借上げだってこれも分かるんですけども、この機械の借上料というのをちょっとご説明いただきたい。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○10番（渡辺敏昭議員）議長。関連で。

○議長（杉本邦雄議長）はい。渡辺議員

○10番（渡辺敏昭議員）今、高田議員の方から修繕費等の説明をとということでしたけれども、その他ということで説明があった訳ですけども、逆算してみますとそれだけでも700万円ぐらいになるんじゃないかなと思ったりするんですけども、出来ましたらこの内訳も聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）無ければ建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）まず、借上機械についてでございますけれども、

まず7 t専用車の部分で280万円、それから大型ロータリーの部分で298万円という内容でございます。7 t専用車につきましては大雪の際に1回行っても1車線しか空けられないということで、地方部に専用車を借上げて速やかに広くするための経費でございます。そういう月が多かったと、至急除雪しなければならないことが3回～4回ありました。それから大型ロータリーにつきましては同じ事ございまして、地方部にいく場合がほとんどでございますけれども、1つ大型ロータリーが故障して、ちょっと修繕費が掛かってございます。修繕費の455万補正した内の370～380万円が大型ロータリーの駆動関係のベアリングの部品によります。その修繕期間が1ヶ月近くかかっておりますので、その時にロータリーを借上げしております。

次にその他人件費ということでございますが、まず交通誘導員につきましては186万円程増えております。これは排雪回数が去年の倍以上になってございまして、ここが主なものでございます。それと特殊運転手、これにつきましては路線の運転手の設計変更はございませんけれども、当初設計で見えておりました排雪の他の排雪についての特殊運転手の人件費でございます。

○議長（杉本邦雄議長）宜しいですか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）ちょっと私の記憶が間違っていたんだったら教えてください。除雪費の委託料の補正っていうのは、私が当初思っていたのは、燃料代、それとダンプ、重機の借上料に限るといような申し合わせが、最初委託を始めた時にはそういう風な説明を受けたように思ったんです。そこに、人件費や修理代も委託料に入るのかな、まあ1本で管理しているからそうなると思うんですけれども、そういうものが入ってきてるんですが、その辺、当初我々が委託をする時に受けた説明と違う項目も入ってきている気がするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）路線につきましては、人件費が掛かろうと下がろうと、運転手代は補正致しません。それで、当初発注分の排雪費につきましては、交通誘導員は見れるよということにしてあります。ですが、その他、決めのないことにつきましては協議してやるということになってございまして、当初発注2回か2.5回分を発注した後に町の指示でやっておりますので、計6回以上なっておりますので、その部分につきましては人件費、燃料代全て見ているということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）宜しいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(発議の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、発議第2号、沼田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、発議第3号、北朝鮮の核実験に抗議し、世界の恒久平和を求める決議についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第3号は原案のとおり決議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議することに決しました。

(請願の審議)

○議長（杉本邦雄議長）ここで、請願の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第18、請願第1号から日程第20、請願第3号までを一括して議題と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。請願3件を一括して議題とすることに決しました。請願3件については会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願3件は委員会付託を省

略する事に決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは、請願3件を一括して採決致します。お諮り致します。請願3件は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって請願3件は採択すべきものと決しました。

(日程の追加)

○議長(杉本邦雄議長) 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より意見案3件、その他2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって日程第21、意見案第1号、平成25年度地方財政対策に関する意見書(案)について。日程第22、意見案第2号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書(案)について。日程第23、意見案第3号、TPP交渉参加断固阻止に関する意見書(案)について。日程第24、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第25、議員の派遣について。以上5件、日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長(杉本邦雄議長) ここで、意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第21、意見案第1号から日程第23、意見案第3号までを一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。意見案3件を一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところでございしますが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。それでは、意見案3件を一括して採決致します。意見案3件は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって意見案3件は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出について)

○議長（杉本邦雄議長）日程第24。閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し、許可することにご異議ありませか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(議員の派遣について)

○議長（杉本邦雄議長）日程第25。議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、記載のとおり平成25年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成25年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時31分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

